

令和7年度における「移住・交流情報ガーデン」のイベントスペースの利用について

1 利用可能スペース（別添平面図、写真を参照）

① 1階オープンスペース

4人掛けテーブルと椅子が5セット、8人掛けテーブル（4人×2）と椅子が1セット配置（利用目的に応じて、弾力的に移動、撤去が可能）。椅子のみの配置では50人程度は着席可能。

② 1階小屋組施設

4人掛けテーブルと椅子がセットされた会議室が二部屋（仕切りの取り外しにより一部屋にすることも可能）。うち一部屋は平日、地域おこし協力隊サポートデスク専用スペースのため、利用不可。その他、4畳半程度のオープンスペースが二部屋（一部屋は板間、一部屋は畳）。

③ 地下1階スペース

3人掛け会議テーブルと椅子が10セット配置（利用目的に応じて、弾力的に移動、撤去が可能）。椅子のみの配置では30人程度は着席可能。

2 利用可能設備

① 1階オープンスペース

ア ノートパソコン（1台）～パワーポイントインストール済（Wi-Fi接続可）

イ 75V型モニター（固定）

ウ ブルーレイディスクレコーダー

エ マイク（3本）

オ のぼり用ポールとスタンド（6セット）

カ ホワイトボード（1台）

② 地下1階スペース

ア ノートパソコン（1台）～パワーポイントインストール済（Wi-Fi接続可）

イ ホワイトボード（1台）

ウ プロジェクター（1台）

エ スクリーン（1台）

③ その他

ア 冷蔵庫

イ IH調理器（2口）

ウ 電子レンジ

エ 給排水設備

3 令和7年度の利用申請手続き方法

<上半期分（令和7年4月1日（火）～9月30日（火））>

- ① 上半期分の予約については、【2月21日（金）】までに、別添の様式により、メールにて利用申請してください。（申請用メールアドレス： iju-garden@outlook.jp）

当該期間の利用申請は、上半期に予定する1回分の利用申請としてください。上半期における2回目、3回目のフェア等の利用申請は、以下の③、④における追加利用申請においてのみ可能です。

② 上半期分予約の決定については、【2月28日(金)】に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「移住・交流情報ガーデン」ページの「イベントカレンダー」(以下「ガーデンページのイベントカレンダー」という。)へ掲載します。

③ 【3月3日(月)】より、上半期分予約の追加申請を次のとおり受け付けます。

○4月から6月までに予定するフェア等

→ 【3月17日(月)】までに別添の様式により、メールにて利用申請してください。決定については、【3月21日(金)】に「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページのイベントカレンダー」へ掲載します。

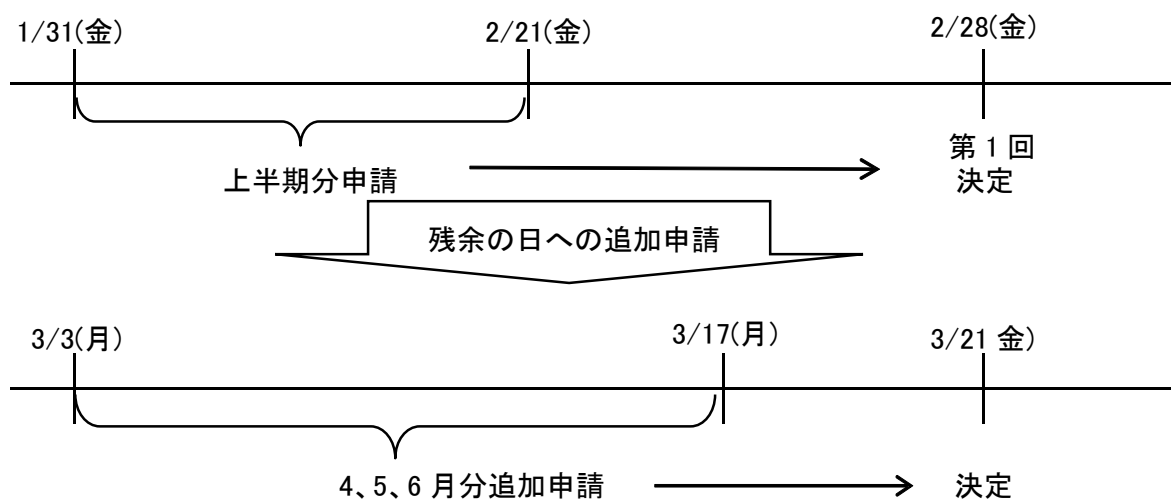
○7月から9月までに予定するフェア等

→ フェア等予定日の属する月の4か月前の末日(休館日に当たる場合は、その前日)までに、別添の様式によりメールにて利用申請してください。決定については、3か月前の初日(休館日に当たる場合は、その翌日)に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページのイベントカレンダー」へ掲載します。

(例：7月に予定するフェア等の場合は、3月31日までに利用申請、4月1日に決定)

④ ③の手続きにより予約が決定された月の残余の日への追加利用申請は、随時、別添の様式のメール申請により受け付けます。

<上半期分(令和7年4月1日(火)~9月30日(火))利用申請手続きイメージ>



※ 7月分以降の追加申請は3/3以降、フェア等予定日の属する月の4ヶ月前の末日までに申請、3ヶ月前の初日に決定
(例：7月利用分は、3/31までに申請、4/1決定)

利用決定された各月の残余の日への追加申請

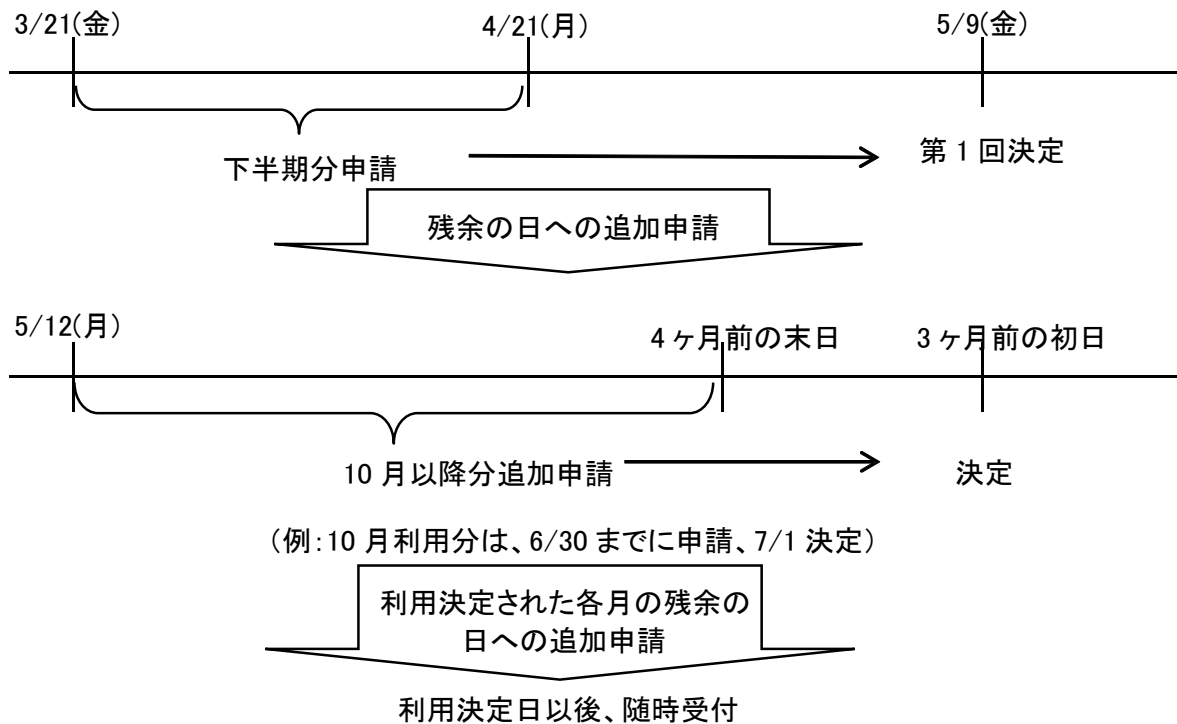
利用決定日以後、随時受付

(例：3/21の利用決定日以後も4/6(日)のスペースに空きがあったため、3/24(月)に利用申請)

<下半期分(令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火))>

- ⑤ 下半期分の予約については、【3月21日(金)】から【4月21日(月)】までの間に、別添の様式により、メールにて利用申請してください。(申請用メールアドレス : iju-garden@outlook.jp)
当該期間の利用申請は、下半期に予定する1回分の利用申請としてください。下半期における2回目、3回目のフェア等の利用申請は、以下の⑦、⑧における追加利用申請においてのみ可能です。
なお、調整日として利用申請できない日を設定しているので留意してください(4の⑤を参照)。
- ⑥ 下半期分予約の決定については、【5月9日(金)】に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページのイベントカレンダー」へ掲載します。
- ⑦ 【5月12日(月)】より、下半期分予約の追加申請を次のとおり受け付けます。
○10月以降に予定するフェア等
→ フェア等予定日の属する月の4ヶ月前の末日(休館日に当たる場合は、その前日)までに、別添の様式によりメールにて利用申請してください。決定については、3ヶ月前の初日(休館日に当たる場合は、その翌日)に、「移住・交流情報ガーデン」より利用決定団体あてに利用承諾のメール送信を行うとともに、「ガーデンページのイベントカレンダー」へ掲載します。
(例:10月に予定するフェア等の場合は、6月30日までに利用申請、7月1日に決定)
- ⑧ ⑦の手続きにより予約が決定された月の残余の日への追加利用申請は、随時、別添の様式のメール申請により受け付けます。

<下半期分(令和7年10月1日(木)～令和8年3月31日(水))利用申請手続きイメージ>



＜上半期分、下半期分共通＞

- ⑨ 利用予定日の2週間前までに、必ず、イベント概要（※）及び「ガーデンページのイベントカレンダー」SNS掲載用画像データをメール（メールアドレスは①、⑤と同）にて送付してください。
※「イベント概要」については、フェア等のイベント開催を広く周知するために使用するものです。

4 「移住・交流情報ガーデン」の利用申請に当たっての留意事項

- ① スペースの効率的利用等の観点から、特定の日利用申請が集中した場合は、都道府県間での連携や市町村間での連携（定住自立圏構想等の取組団体）等複数団体が協力して実施するフェア等の申請を優先します。都道府県において、フェア等の複合的なイベントを実施する場合は、都道府県単独申請であっても同様に優先します。これ以外で利用調整が必要な場合は、原則、抽選で決定します。
- ② 利用申請の希望日は第3希望まで記載してください。また、第2希望、第3希望において調整が必要になった場合も、前記①によります。
- ③ 3の④、⑧のフェア等予定日の属する月の3か月前の初日に予約が決定された以後の追加利用申請に係る利用決定については、先着順とします。
- ④ 1回のフェア等で連続して利用できる期間は、3日間を上限とします。なお、利用申請状況によっては、期間の短縮等調整を行う場合があります。
- ⑤ 1階オープンスペースは4区画に区分しているため、利用申請に当たっては、利用する区画数を明記してください。なお、フェア等の実施に支障が生じない場合、他の自治体等と共同利用になる場合があります（実際の利用に当たっては、モニターの使用、机、椅子の配置等、施設運営者、利用団体間で調整するものです）。

5 「移住・交流情報ガーデン」の使用に当たっての留意事項

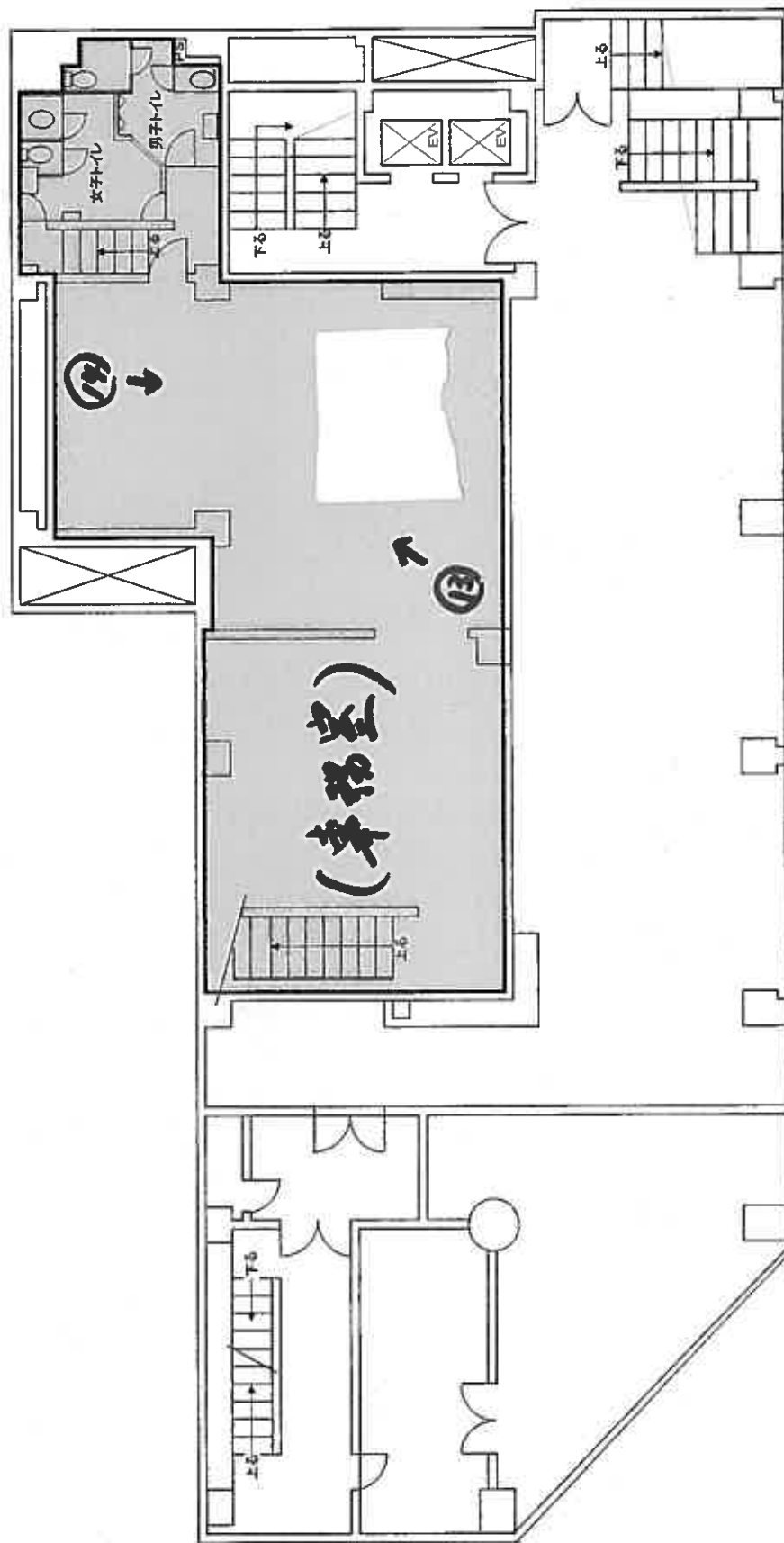
- ① 「移住・交流情報ガーデン」において実施できるフェア等は、移住・交流の推進を目的とするものです。これに併せて地域の特産品のPR等のイベントを実施することも可能です。
- ② 地方自治体以外の団体が「移住・交流情報ガーデン」を利用する場合は、必ず地方自治体との共催とし、利用申請は地方自治体が行います。
- ③ 広くフェア等を周知する観点から、利用する地方自治体においてもJOINのホームページのほか、SNS、メルマガ、県人会等を通じてフェア等のイベント開催の周知を図ってください。
- ④ 「移住・交流情報ガーデン」の1階、地下1階とも、利用に応じて机、椅子等を移動することは可能ですが、これらの移動（元の配置場所への移動を含む）は、利用する地方自治体等で行ってください。
- ⑤ フェア等の準備は、原則として開館時間の15分前（9時45分）からとし、撤収については、閉館時間（平日は19時、土日祝日は18時）の15分後までとってください。
- ⑥ 資料等は地方自治体等で準備して「移住・交流情報ガーデン」に持ち込んでください（開所時間内の郵送・宅配受取は可能です）。
- ⑦ 「移住・交流情報ガーデン」の利用に当たっては、できるだけゴミが発生しないようにしてください。発生したゴミの処理については、分別、置き場所等「移住・交流情報ガーデン」の職員の指示に従ってください。
- ⑧ 「移住・交流情報ガーデン」において、イベントのツールとして特産品等の販売や試飲・試食は可能です。以下の点にご留意ください。
- ・取り扱う内容によっては、保健所に「営業許可申請書・営業届」を提出する必要があります。
 - ・取り扱う食品に関する注意事項
 - ア 原則、生もの（さしみ、すし等）、生クリーム、牛乳は取扱い不可
 - イ その場での製造、加工及び調理に多量の水を使用するものは不可
 - ウ 食品衛生法の営業許可が不要な食品及び飲料品で、法令により保存基準が定められていない食品は可
- 例）野菜、果実、容器包装された煮物・加工品・菓子（洋菓子は除く）、アイスクリーム（ソフトクリームは除く）等

① IMG_1503.JPG

- ② 1504
- ③ 1505
- ④ 1506
- ⑤ 1507
- ⑥ 1508
- ⑦ 1509
- ⑧ 1510
- ⑨ 1511
- ⑩ 1512
- ⑪ 1513
- ⑫ 1514
- ⑬ 1515
- ⑭ 1516



地下1階平面図



(別添写真)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



9



10



⑪



⑫



⑬



⑭

